



第5章 まちづくりの実現に向けて



第5章 まちづくりの実現に向けて

5-1 推進方針

以下に示す方針に基づき、都市計画マスタープランで定めた内容を実施していくことで、計画の実効性を担保するものとします。

① 都市計画制度等の活用

- ・用途地域の見直しや地域地区制度などの規制誘導方策の適用を推進するとともに、都市計画道路や都市計画公園の計画見直し・整備を進め、市民の生活や活動の基盤を整える。
- ・地区計画制度や建築協定などを積極的に市民が活用するため、こうした制度を市民へ周知するとともに、計画策定の段階からの支援に努める。
- ・都市計画提案制度等、まちづくりに係る住民参加の手段の周知に努める。

② 庁内関係各課の連携・調整

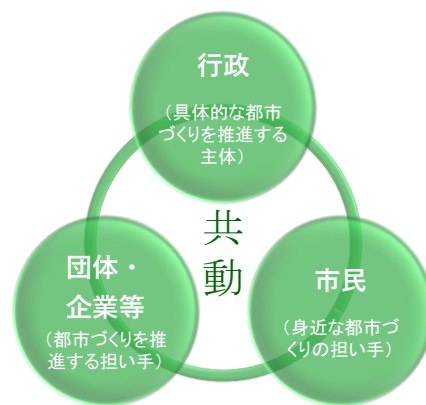
- ・事業の円滑な実施や継続性の担保、法や制度の遵守による適切な都市計画を推進するために、農林業、商工業、環境、景観、観光、教育、福祉、財政などの様々な分野との連携や調整に努める。

③ 関係機関への働きかけ

- ・国や県が取り組むべき広域調整が必要な都市計画については、これら関係機関に対し、市民意向等を踏まえた適切な要望などの働きかけを行う。
- ・国・県道や河川整備など、事業主体が国・県の事業については、事業の早期着手、実現化を引き続き要請していく。

④ 「共動」の都市づくり

- ・市民ニーズを適切に把握し、必要な情報をわかりやすく伝えるとともに、説明責任を果たす。
- ・市民、企業やNPOなどが地域づくりに積極的に参加できるよう官民連携の仕組みづくりを検討していく。
- ・まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を遂行するよう、職員の意識と能力の向上を図る。
- ・市民や事業者については、計画段階からの参画を促進するとともに、施設管理や美化活動などへの参画・参加機会を拡大する。



⑤ 効果的・重点的な事業の実施と施設・環境の適切な維持管理

- ・事業の必要性、優先性や効果を見極め、財政面も考慮した効果的な手法を検討するとともに、費用対効果を十分に検証しつつ、真に重要で効果的な事業を推進する。
- ・施策を実行するために必要な各種関連計画の策定や見直し等を行い、計画的に事業の推進を図る。
- ・既存施設の長寿命化や有効活用により、施設を適正に維持管理し、将来に引き継いでいく。
- ・事業の推進にあたっては、補助金、交付金制度等の公的な資金に加え、民間資金や民間活力の導入を検討していく。

⑥ 高度情報化システムの活用

- ・高度・急速に発展を続けるICTやIoT、AIなどのまちづくりへの応用を検討する。

5－2 計画の見直しと進行管理

5-2-1. 見直しの方針

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後のまちの姿を見据えて都市計画の基本的な方針を示すものです。また、一定の継続性・安定性が要求されるものですが、硬直した計画とならないよう、適切な見直しも必要となります。

特に、まちづくり・都市計画の実現には時間を要するものが多いため、社会経済情勢の大きな変化、「鹿角市総合計画」などの上位計画の見直し、予定したプロジェクトやまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合、関連法令が改正された場合などには、部分的改定等も含め、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行うこととします。

5-2-2. 進行管理の方針

目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて先に示したとおり見直しを含む適切な政策判断を行います。

そのため、計画（P l a n）を、実行に移し（D o）、その結果・成果を点検し（C h e c k）、改善し（A c t）、次の計画（P l a n）へとつなげていく、進行管理の仕組みを適切に運用し、効果的に施策を推進します。

なお、成果の点検については、総合計画や総合戦略等の K P I（重要業績評価指標）などを活用しながら、市全体の計画体系との整合性も図ることとします。

